

2009.6.23

For Shareholders

Notice of Resolutions Adopted at the 11th Ordinary General Meeting of Shareholders



株主各位
第 11 回定時株主総会決議ご通知



千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地
代表取締役 前澤 友作

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、本日開催の当社第11回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

Reports 報告事項

1. 第11期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)：事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容について報告いたしました。
2. 第11期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)：計算書類内容報告の件
本件は、上記の内容について報告いたしました。

Resolutions 決議事項

- 第1号議案：剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、当期末の期末配当金は、当社普通株式1株につき金850円、総額309,460,350円、その効力が生じる日を平成21年6月24日とすることに決定されました。
- 第2号議案：定款一部変更の件
本件は原案どおり承認可決されました。
- 第3号議案：取締役6名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役役に前澤友作、山田潤、前原正宏、柳澤孝旨、大石亜紀子、武藤貴宣の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

Dividend 配金のお支払いについて

第11期期末配当金は同封の「配当金領収証」により、払渡期間(平成21年6月24日から平成21年7月24日まで)内にお受け取りください。また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

上場株式配当等の支払に関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正(平成20年4月30日法律第23号)により、平成21年1月以降にお支払いする配当金について株主様あてに配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務づけられました。配当金領収証にてお受取りの株主様は年末または翌年初に「支払通知書」を送付いたしますのでご覧ください。口座振込を指定されている株主様は配当金支払の際送付している「配当金計算書」が「支払通知書」となります。なお、両書類は確定申告を行う際その添付資料としてご使用いただくことができます。

株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構(ほふり)が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等(特別口座の場合は、特別口座の口座管理機関)にお問い合わせください。